

## 平成26年度 第1回 京丹波町教育委員会定例会 議事録

- I 開催日時 平成26年4月4日(金) 午後1時30分から
- II 開催場所 京丹波町ふれあいセンター2階 研修室
- III 出席委員 大西弘二委員長 奥田健次委員長職務代理者 櫻井博規委員  
藤本英子委員 藤田道子委員 朝子照夫委員(教育長)  
※ 欠席した委員 なし
- IV 出席説明者 中尾裕之教育次長(兼て学校教育課長) 大西義弘社会教育課長  
上林潤子学校教育課学校教育係主任、徳島康善学校教育課総務係長
- V 傍聴者 なし

### 【会議内容】

- 1 開 会(司会:教育次長)  
(平成26年4月1日付け人事異動により教育委員会事務局に配属された職員の紹介を行う。)
- 2 教育委員長挨拶
- 3 前回定例会等議事録の承認について  
【委員長】 平成25年度第12回定例会議事録の承認について諮る。  
【全委員】 特に意見等なし。  
【委員長】 承認する旨を告げる。
- 4 教育長近況報告  
【委員長】 教育長に近況報告を求める。  
【教育長】 教育委員会関連行事等の近況報告を行う。

#### 〈近況報告内容〉

- (1) 地域包括医療講演会について
- (2) 原子力災害住民避難訓練について

- (3) 平成25年度京丹波町スポーツ賞・文化賞表彰式について
- (4) 部落解放同盟南丹地区協議会第34回定期大会について
- (5) 平成26年度小学校・中学校の教職員配当数について
- (6) 今後の主な行事予定等について
- (7) 最近の新聞記事による教育行政等に係る状況について

【委員長】 何か質問等はないか。

【委員】 スポーツ賞、文化賞の表彰式には、可能な限り全教育委員が出席するべきではないか。

【教育次長】 平成25年度については、各団体の代表者に出席案内を行った。教育委員会の主催でもあるため、平成26年度開催時の検討課題としたい。

## 5 報告事項

- (1) 平成25年度京丹波町学校経営計画兼学校評価について

【委員長】 事務局に説明を求める。

【教育次長】 各学校及び幼稚園の最終評価書について説明した。

【教育長】 各学校・園で評価基準が異なるが、それぞれ細かく評価を行っている。これを基に、今後の学校・園の経営に活用していくことになる。

【委員長】 何か質問はないか。

【全委員】 特に意見なし。

- (2) 平成26年度幼・小・中学校職員体制及び学級編成について

【委員長】 事務局に説明を求める。

【教育次長】 平成26年度幼・小・中学校職員体制及び学級編成について説明した。

【委員長】 何か質問はないか。

【全委員】 特に意見なし。

- (3) 平成26年度京丹波町教育委員会事務局体制について

【委員長】 事務局に説明を求める。

【教育次長】 平成26年度京丹波町教育委員会事務局体制について説明した。

【委員長】 何か質問はないか。

【全委員】 特に意見なし。

- (4) 平成25年度下半期の教育委員会後援名義使用承認状況について

【委員長】 事務局に説明を求める。

【教育次長】 平成25年度下半期の教育委員会後援名義使用承認状況について説明した。

上半期の承認件数が30件、下半期が11件、平成25年度合計で41件の承認を行った。

【委員長】 何か質問はないか。

【全委員】 特に意見なし。

#### (5) 社会教育課関係報告

【委員長】 事務局に説明を求める。

【課長】 平成26年4月の社会教育関係事業等について説明した。

【委員長】 何か質問はないか。

【全委員】 特に意見なし。

### 6 議 事

#### (1) 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

【委員長】 事務局に説明を求める。

【教育次長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町学校教育指導主事の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【委員長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【委員長】 承認第1号について、原案どおり決することとする。

#### (2) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

【委員長】 事務局に説明を求める。

【課長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町社会教育指導員の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【委員長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【委員長】 承認第2号について、原案どおり決することとする。

#### (3) 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

【委員長】 事務局に説明を求める。

【課長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町社会教育

指導員兼学校教育指導主事の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【委員長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【委員長】 承認第3号について、原案どおり決することとする。

(4) 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

【委員長】 事務局に説明を求める。

【教育次長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町立学校・幼稚園の学校（園）医、学校（園）歯科医及び学校（園）薬剤師の委嘱を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【委員長】 何か意見等はないか。

【全委員】 昨年度から異動はあるか。

【教育次長】 学校薬剤師が1名交代した。

【委員長】 他に意見等はないか。

【委員】 特に意見なし。

【委員長】 承認第4号について、原案どおり決することとする。

(5) 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

【委員長】 事務局に説明を求める。

【課長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町中央公民館及び和知公民館の館長の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【委員長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【委員長】 承認第5号について、原案どおり決することとする。

(6) 議案第1号 京丹波町教育振興基本計画について

【委員長】 事務局に説明を求める。

【教育長】 3月28日に策定委員会の原委員長から、教育振興基本計画の答申を受けた。簡素に分かりやすくまとめられたものであり、今後、随時追加していきたいと考えている。今年の7月に、原委員長を招いて教職員を対象とした研修会を実施する予定である。

【委員長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【委員長】 議案第1号について、原案どおり決することとする。

## 7 協議事項

### (1) 京丹波町営住宅入居者選考委員会委員の選出について

【委員長】 事務局に説明を求める。

【教育次長】 町土木建築課から、町営住宅入居者選考委員会委員の選出について依頼があった。任期は平成26年4月1日から2年間で、委員1名の選出をお願いしたい。

【委員長】 委員の意見を伺う。

【委員】 引き続き櫻井委員にお願いできないか。

【櫻井委員】 了解する。

【委員長】 町営住宅入居者選考委員会委員には櫻井委員を選任する。

### (2) 南丹地区教科用図書採択協議会委員の選任について

【委員長】 事務局に説明を求める。

【教育次長】 平成27年度に小学校において使用する教科用図書の採択にあたり、南丹教育局から教科用図書採択協議会委員の選出について依頼があった。協議会規約により、各市町教育委員会から3名を選出するが、内2名は教育委員長と教育長を充てることとしている。あと1名の選出についてお願いしたい。

【委員長】 委員の意見を伺う。

【委員】 藤田委員にお願いできないか。

【藤田委員】 了解する。

【委員長】 南丹地区教科用図書採択協議会委員には藤田委員を選出し、教育長、教育委員長と合わせた3名が協議会に出席することとする。

### (3) 次回定例会の開催について

【教育次長】 平成26年度第2回定例会の日時について調整をお願いする。

【委員長】 委員に意見を伺う。

【委員】 5月9日（金）の午前にはどうか。

【全委員】 異議、意見等なし。

【委員長】 平成26年度第2回定例会は5月9日（金）の午前を開催することとする。場所等については、事務局で調整をお願いする。

(2) その他

【係長】 当面の研修会開催日程について連絡した。

8 教育委員長職務代理者閉会宣言

(午後2時50分閉会) 以上

■ 委 員 長

---

■ 委員長職務代理者

---

■ 委 員

---

■ 委 員

---

■ 委 員

---

■ 教 育 長

---

(調製者 教育次長 中尾 裕之)